

# 訴訟等を理由とする 金融ADR手続の拒否について

平成20年3月31日

第35回金融トラブル連絡調整協議会

## 問題意識

✚ 消費者にとっての簡易性・迅速性、費用の低廉性等の観点から、金融トラブルについては、消費者が金融ADRでの解決を希望した場合は、金融ADR手続での紛争解決を目指すべきではないか

✚ 会員企業には裁判を受ける権利があるから訴訟提起を行うのは自由であるとして、消費者が、金融ADRでの解決を希望した場合であっても、会員企業が裁判での解決を希望した場合には金融ADR手続での紛争解決を行わないとする金融ADRの規則は合理的か

# 手続応諾義務の考え方

## ✦ 金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル（平成14年4月25日）

項目4 - 9：会員企業の責務・行為準則等

- 1 会員企業は、紛争解決支援機関に対してあつせん・調停の申立てが行われた場合、紛争の迅速な解決のため、迅速・誠実に対応し、手続に応じなければならない。

（趣旨）紛争解決のためには、会員企業が紛争解決支援手続に応じることと資料の提出は必須条件である。

## ✦ 金融審議会第一部会ホールセール・リーテイルに関するWG報告（平成12年6月9日）

□ 紛争処理申立に基づく処理手続への業者の参加義務

「裁判外紛争処理制度の実効性確保の観点からは、顧客の申立を業者が応諾し、紛争解決のための交渉のテーブルに着くか否かもまた、重要なポイント」「法令による強制ではなく、自主規制機関や業界団体の内部ルール（契約）で業者が手続に参加しなければならない旨自主的に定める等の対応も考えられるが」「業者の参加を単に確保するだけでは実効性向上にはつながらない可能性もあり、実効性ある方策について更なる検討が必要である。」

（参考）

八．裁判外紛争処理機関の決定に係る業者の受諾義務（片面的仲裁制度）

「自主規制機関・業界団体の自主ルールに基礎を置く片面的仲裁制度については、法制的問題を回避しつつ、裁判外紛争処理制度の実効性を高める仕組みとして評価できるとの意見があった。」

## 訴訟等を理由に紛争解決支援手続を行わない場合

当該苦情にかかる訴訟中又は民事調停中である場合は紛争解決支援手続を行わない旨の規定

相手方会員企業が裁判や民事調停により解決を図ることを明確にした場合等に紛争解決支援手続を拒否できる規定

相手方会員企業が訴訟を提起した場合等に紛争解決支援手続を打ち切るとする規定

✓ の規定が全てある団体

生命保険協会

✓ の規定がある団体

全国銀行協会、信託協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、全国JAバンク相談所、JFマリンバンク相談所、投資信託協会、前払式証票発行協会、不動産証券化協会

✓ の規定がある団体

日本損害保険協会、日本証券業協会、金融先物取引業協会

✓ の規定がある団体

日本証券投資顧問業協会、日本商品先物取引協会

✓ のいずれの規定もない団体

日本商品投資販売業協会

(参考) 紛争解決支援を行っていない団体

日本貸金業協会

## 会員企業が訴訟を提起して紛争解決支援手続を回避することを防止するための規定について

- ✚ 会員企業の紛争解決手続への参加協力義務規定及び制裁規定がある団体  
日本商品先物取引協会

- ✚ 会員企業が裁判や民事調停により解決を図ることを文書で明確にし、業界団体の紛争解決支援機関が相当と認めた場合以外は紛争解決支援手続に参加しなければならない旨の規定がある団体

生命保険協会

- ✚ 会員企業に紛争解決支援手続を拒否する理由を書面で提出させ、当該書面を申立人に開示できる旨の規定がある団体

全国銀行協会、信託協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、  
全国労働金庫協会、全国JAバンク相談所、前払式証票発行協会、不動産証券化協会

- ✚ 特にない団体  
日本損害保険協会、日本証券業協会、金融先物取引業協会、  
投資信託協会、JFマリンバンク相談所

(参考) 紛争解決支援を行っていない団体  
日本貸金業協会

# 消費者から申立てがあったが紛争解決支援手続を行わなかった件数及び理由（平成13年度以降）

（単位：件）

団体名	年度	あっせん・調停を行わなかった事案							
		訴訟を理由とした事案	申立時点で訴訟継続中又は訴訟手続終了していた事案		申立時点では訴訟が提起されていなかった事案		申立人等が権利又は権限を有しないと認められた事案	明らかに消滅時効が完成していた事案	その他の理由
			申立時点で訴訟継続中又は訴訟手続終了していた事案	申立時点では訴訟が提起されていなかった事案	申立時点では訴訟が提起されていなかった事案	そのうち提訴された事案			
金融先物取引業協会、JFマリンバンク相談所、信託協会、全国JAバンク相談所、全国信用金庫協会、全国労働金庫協会、投資信託協会、日本証券業協会、日本証券投資顧問業協会、日本商品投資販売業協会、不動産証券化協会、前払式証票発行協会	平成13～19年度	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険協会	平成13年度	1	1	0	1	1	0	0	0
	平成14年度	5	5	0	5	5	0	0	0
	平成15年度	3	2	0	2	2	0	0	1
	平成16年度	6	5	0	5	5	0	0	1
	平成17年度	7	3	0	3	3	0	0	4
	平成18年度	5	0	0	0	0	1	0	4
	平成19年度	4	0	0	0	0	0	0	4
全国銀行協会	平成13～18年度	×	×	×	×	×	×	×	×
	平成19年度	1	1	0	1	1	0	0	0
全国信用組合中央協会	平成13～15年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	平成16年度	1	0	0	0	0	0	0	1
	平成17～19年度	0	0	0	0	0	0	0	0
日本商品先物取引協会	平成13年度	1	0	0	0	0	0	1	0
	平成14年度	1	0	0	0	0	0	0	1
	平成15年度	5	0	5	0	0	0	0	0
	平成16年度	2	0	1	0	0	0	1	0
	平成17年度	2	0	2	0	0	0	0	0
	平成18年度	1	0	1	0	0	0	0	0
	平成19年度	1	0	1	0	0	0	0	0
日本損害保険協会	平成13・14年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	平成15年度	3	0	0	0	0	0	0	3
	平成16年度	2	0	0	0	0	0	0	2
	平成17年度	7	0	0	0	0	0	0	7
	平成18年度	9	0	0	0	0	0	0	9
	平成19年度	14	0	0	0	0	0	1	13

（注）「×」は、当該団体において把握していない場合を表す。